（前のページより続き）

○海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**一〇九）　一〇一
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（**同**一一〇）　一〇五
○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一一一）　一〇七
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**同**一一二）　一〇八
○海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令（**環境**三五）　一〇九

〔**告　示**〕

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（**こども家庭庁**一八）　一一一
○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件（**総務**四五七）　一一七
○船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四五八）　一一七
○海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件（**同**四五九）　一一七
○船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のＦ一Ｄ電波及びＦ一Ｅ電波又はＦ三Ｅ電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を定める件の一部を改正する件（**同**四六〇）　一一七
○船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件（**同**四六一）　一一八
○電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件（**同**四六二）　一一九
○義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件の一部を改正する件（**同**四六三）　一二〇
○船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四六四）　一二〇
○無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件（**同**四六五）　一二〇
○船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四六六）　一二四
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（**同**四六七）　一二四
○電波法関係手数料令第十条ただし書に規定する型式検定手続の一部省略について定める件の一部を改正する件（**同**四六八）　一二四
○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（**同**四六九）　一二五
○狭帯域直接印刷電信装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を廃止する件（**同**四七〇）　一二五
○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（**同**四七一）　一二七
○周波数割当計画の一部を変更する件（**同**四七二）　一二七
○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（**同**四七三）　一二九
○一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件の一部を改正する件（**同**四七四）　一三一
○一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状況を定める件の一部を改正する件（**同**四七五）　一三七
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件（**同**四七六）　一三七
○災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件（**同**四七七）　一三八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**三七三）　一三九
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（**同**三七四）　一三九
○農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を改正する件（**農林水産**二三五一）　一三〇
○株式会社脱炭素化支援機構支援基準の一部を改正する告示（**環境**八一）　一三三

〔**官庁報告**〕

官庁事項
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　一三三

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。